

2025年6月19日

各 位

会社名 株式会社 テレビ東京ホールディングス  
 代表者名 代表取締役社長 吉次 弘志  
 (コード番号: 9413 東証プライム)  
 問合せ先責任者 経営企画局長 大久保 直和  
 (Tel. 03-3587-3061)  
<https://www.txhd.co.jp>

## 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」または「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025年7月18日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 85,746株
(3) 処 分 価 額	1株につき3,475円
(4) 処 分 総 額	297,967,350円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く。） 7名 17,765株 当社の取締役を兼務しない執行役員 1名 1,151株 当社の子会社の取締役 44名 59,637株 当社の子会社の取締役を兼務しない執行役員 6名 7,193株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」）、当社の取締役を兼務しない執行役員、当社の子会社の取締役及び取締役を兼務しない執行役員（以下、対象取締役と併せて「対象取締役等」）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」）を導入することを決議しました。また、2023年6月15日開催の第13回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」）として、対象取締役に対して、年額200百万円以内の金銭債権を支給し、年120,000株以内の当社普通株式を発行または処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社の普通株式の割当てを受けた日より、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した直後の時点までの間（ただし、当該退任または退職した直後の時点が、当社普通株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができるものとします）とすること等につき、

ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

### 【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

このたび、報酬諮問委員会の諮問を経たうえで、対象取締役等に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、金銭債権合計297,967,350円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式85,746株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等58名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」）の概要は、下記3. のとおりです。

## 3. 本割当契約の概要

### （1）譲渡制限期間

2025年7月18日（以下「本処分期日」）から当社または当社の子会社の取締役または取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任した直後の時点まで

### （2）譲渡制限の解除条件

対象取締役等が職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時までの期間（以下「本役務提供期間」といいます。）中、継続して、当社または当社の子会社の取締役または取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除します。

## 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第16期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月18日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である3,475円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上